

平成 29年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 12月 6日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 12月 15日 (金) 14時 00分
散 会	平成 29年 12月 15日 (金) 16時 10分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 栗野 光雄 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久己 副町長 中野 高文 教 育 長 入江 哲生 総務課長 大武 一幸 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 神本 浩美 税 務 課 長 藤本 英明 住民課長 亀田 美香 健 康 課 長 古川 秀志 環境防災課長 林 浩嗣 建 設 課 長 堀内 明 都市計画課長 重信 英志 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 重信 利子 こども課長 一木 眞澄 教 育 課 長 橋本 照美 生涯学習課長 松尾 和彦
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛 俊一 議会事務局議会係長 中原 玲子

議 事 録

平成 2 9 年第 4 回定例会

[最終日]

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 (金)

開 議	
議 長	皆さんこんにちは。 本日の出席議員は１６人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２９年第４回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第５９号 工事請負契約の締結につきましては、筑前町営住宅東小田団地建替工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第６０号 筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成２９年８月８日の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第６１号 筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成２９年８月８日の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第６２号 筑前町一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する条例の制定につきましては、平成２９年８月８日の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、筑前町一般職の職員の給与についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第６３号 平成２９年度筑前町一般会計補正予算（第７号）につきましては、補正額６１９万８,０００円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ１２９億１,１９４万６,０００円とするものです。 補正内容としましては、人事院勧告に伴う人件費の増額、６１９万８,０００円を追加するものです。 議案第６４号 平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきましては、補正額１２万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ４１億６,３９０万１,０００円とするものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第４６号「財産の取得について（筑前町農業者トレーニングセンター用地の取得）」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	お尋ねをさせていただきます。

	長い年月にわたりまして、民有地を借り受けをいたしまして、賃借ということで、この度、町の希望、願いが叶いまして、土地を買い求めることができるということでですね、ありがたいというふう思っております。土地の所有者の方には、長年、民有地を貸与させていただきましてありがたいなということで、お礼を申し上げる次第でありますけども、この件につきましては、町のほうもですね、土地を買い求めることができればというふうな思い、願いもあったわけでございますけども、今後におきまして、このような民有地等を賃借り、借り受けをする場合等ですね、契約等についてのあり方についてですね、どうなのかなというふうに考えるわけでございます。 慎重なる判断の上にですね、こういった場合には、土地を借りたりする場合はですね、ご判断が必要じゃないかなというふうに考えるわけでございますけども、契約のあり方についてよろしかったものか、今後においてもそのことを含めてですね、ご見解を求めたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 この農業者トレーニングセンター用地につきましては、昭和５８年頃の契約でございました。当初の契約でございました。 農水省の補助事業を何としてでも受け入れたいと、学校の体育館としても活用するためにも、なかなか文科省の予算では補助率が低いということもありまして、関係者のたいへんな努力によりまして、あのトレーニングセンターが建設された経緯は、私も書面で確認したことがございます。 特殊な事情で、非常に短期間の中で、そういった対応をせざるを得なかったということもございますが、用地の買収も、当時もままならなかったということであったと思います。 したがいまして、今後はですね、できるだけ、やはりそういった賃借ではなくて、公共施設等を建設する場合はですね、特に建築物をつくる場合はですね、直接の買収が適当であろうと、そのように考えているところでございます。 以上、ご理解よろしく願いいたします。
議 長	一木議員
一木議員	理解をさせていただくところでございます。 今後、またそういった慎重なるですね、ご判断をお願いしたいと思っています。 こういうふうな民有地を本町が他にもですね、賃借等を行っているところがあるかどうかということですね、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今現在、そのような該当するような土地についてはございません。
議 長	一木議員
一木議員	そうであるんじゃないかなと思いましたが、１点お尋ねでございます。 市民農園、あちらは町有地でございましたか。ちょっと私もはっきり、定かではございませんでしたので、お尋ね申し上げます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 あれは町有地でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	これから、議案第４６号「財産の取得について（筑前町農業者トレーニングセンター用地の取得）」を、採決します。 議案第４６号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４６号「財産の取得について（筑前町農業者トレーニングセンター用地の取得）」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第４７号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４７号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４７号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第４８号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	上水道接続ということで、井手団地がなくなったわけですが、マクリ団地、野町団地については、いつ頃の予定でしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 マクリ団地等につきましては、上水道の接続予定はございません。以上でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４８号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４８号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第５	

議 長	日程第5 議案第49号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第49号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第49号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第50号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の14ページです。 第7条、議会の同意を要する賠償責任の免除とありますが、どういった場合にこの賠償責任が発生するのでしょうか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 賠償責任につきましては、使用料等に関する誤った徴収とか、そういった場合に出てくる場合がございますので、そういったものを規定しているところでございます。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第50号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第50号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第51号「筑前町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５１号「筑前町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第５１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５１号「筑前町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第８	
議 長	日程第８ 議案第５２号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５２号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第５２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第５２号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第９	
議 長	日程第９ 議案第５３号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５３号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第５３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５３号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 議案第５４号「平成２９年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)

議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５４号「平成２９年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を、採決します。 議案第５４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５４号「平成２９年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 議案第５５号「平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５５号「平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」を、採決します。 議案第５５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５５号「平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第５６号「平成２９年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５６号「平成２９年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について」を、採決します。 議案第５６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５６号「平成２９年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 議案第５７号「平成２９年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第57号「平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第57号「平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第58号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第58号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第58号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第59号「工事請負契約の締結について(筑前町営住宅東小田団地建替工事)」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の2ページをお願いします。 議案第59号「工事請負契約の締結について」 筑前町営住宅東小田団地建替工事について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりです。 3ページをお願いいたします。 工事請負契約の内容 工事名 筑前町営住宅東小田団地建替工事 契約の方法 指名競争入札 請負契約額 2億5,855万2,000円 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番地44

	株式会社ヒミコ建設 代表取締役 池田静夫 4ページをお願いします。 入札結果につきましては、株式会社ヒミコ建設が第1回目の入札で落札をし、落札率は84.26%でございます。 工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。 工期は、契約の効力発生の日から平成30年8月31日まででございます。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	この建替工事には、解体工事も含まれているんですか。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 解体工事は、先発工事で発注しておりますので、含まれておりません。以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	住宅戸数が14戸ということです。 今まで東小田団地に何世帯の方がいらして、全員スムーズに出て行かれたと思うんですが、何世帯いらしたか、教えてください。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 手元に資料がございませんけれど、現在、入居中であった入居者の方は14世帯でございます。 当時、住まわれていた方につきましては、資料がございませんので、その方たちは篠隈団地のほうに誘導入居している状況でございます。
議長	河内議員
河内議員	14戸新しくできても余裕はない、新たな募集はできないということですか。
議長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員が言われますように、14戸、余裕はございません。以上でございます。
議長	木村議員
木村議員	この入札結果の部分でお尋ねしたいんですが、ヒミコ建設さん、これはいつもですね、建築物等で、町のために頑張っていただいておりますが、この種の建設物等に関する入札結果については、以前から90%後半とかですね、その辺りが多かったと思うんですが、今回ですね、ものすごく低いパーセンテージで落ちとるわけですが、これはもう企業努力でこうやって頑張っていただいたということで、捉えてよろしいんでしょうか。 そして、またこれに何か、理由か何かあるんでしょうか。この低く落ちた理由がですね。お尋ねいたします。
議長	財政課長
財政課長	議員がおっしゃったとおりですね、企業努力ということでしか、ちょっと回答ができないというふうに考えております。
議長	川上議員
川上議員	今ですね、企業努力で頑張って、この落札率になったのかなと思うんですが。 この請負契約額ですが、2億5,855万2,000円ということであります。 住宅戸数が14戸ということで、これを単に14戸で割りますとですね、1戸当た

	りの金額が1,846万になります。これが平成27年のですね、4月の専決処分をされました篠隈団地の2期工事、これがですね、21戸でですね、確か2億9,088万8,000円なんですね。これを21戸で単に割りますと、1,385万ということでですね、非常に今回、企業努力はされておるようですが、1軒当たりの単価から見ますと、非常に高額になっておるようなふうに、私は思うわけです。 それで、もちろん外構工事等もありましょうし、それから床面積を調べますと、大体今回のほうが6㎡ぐらい広がったのかなということも見たんですが、その建設費の、建物だけのですね、外構工事を省いた金額は、どの程度にこの、工事単価も上がったのかかもしれませんが、その中の内容を詳しく説明をお願いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員言われますように、1戸当たりの平均単価を比較しますと割高になっておりますけれど、2年前のことから考えますと、労務単価、資材単価、それから、また2階建てでございますので、それに伴うエレベーター等もついております。付属設備、それから地盤・基礎杭とか、支持杭じゃなくて摩擦杭等を使っておりますので、そういう杭の本数等がかなり増えている状況でございますので、そういうところで単価を割り戻すと高くなっている状況だと思います。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	入居されてあった方、また入居される方についてでございますけども。 14世帯の方が入居できるということでございますけども、今、一旦、町のご紹介等で出られて、賃貸の住宅ですか、に入居されている方は、すべて、また今度新しく建替えをされた後は、また入居等をなされるものかについて、お尋ねをいたしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 現在まで入居されていた方につきましては、各々が仮移転住居を見つけられまして、町のほうで家賃補助をしている状況でございます。そして14名の方が再入居される予定でございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	確認でございます。 落札した業者の方のですね、会社の専任技術者並びに弁当工房に対しての主任技術者、監理技術者、それから、この東小田団地建替えに対する主任技術者、監理技術者の公表をお願いしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。
議 長	議決する前に説明を受けたほうがいいのかということでしょうか。 (「はい。」の声あり)
議 長	それは保留して、次の質問を受けたいと思います。 調べてください。 一木議員
一木議員	部屋の構造でございますけども、14世帯ですかね、みんな一緒なのか、違いがあるのかについて、お尋ねをいたしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 間取りにつきましては、2LDKが6戸、3LDKが8戸になっております。以上でございます。

議 長	ちょっと調べをするということですので、暫時休憩をいたします。 (1 4 : 3 4)
議 長	ただ今から再開いたします。 (1 5 : 4 2)
議 長	まず、最初に田中議員のほうから質問がありましたけども、その件についての回答をお願いいたします。 副町長
副 町 長	お答えいたします。 指名願いの書類を調査いたしましたところ、監理技術者 1 級が 2 名、そして主任技術者が 2 級建築施工監理技士が 2 名という内容でございます。以上です。
議 長	質疑はありませんでしょうか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 5 9 号「工事請負契約の締結について（筑前町営住宅東小田団地建替工事）」を、採決します。 議案第 5 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 5 9 号「工事請負契約の締結について（筑前町営住宅東小田団地建替工事）」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 6	
議 長	日程第 1 6 議案第 6 0 号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	追加議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 6 0 号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が冒頭説明をいたしましたので、省略をいたします。 6 ページをお願いします。 筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を表記をさせていただいております。 現行の第 6 条第 2 項の下線部分を、改正案として第 6 条第 2 項、6 月に支給する場合においては、1 0 0 分の 1 5 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5 を乗じて得た額と、支給の月数をきちんと明確にですね、表記をしたものでございます。 附則として、この条例は、公布の日から施行し、同条の関係につきましては、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から施行する。 期末手当の内払いにつきましては、今月 1 2 月の期末手当を支給しております。この分につきましては、改正案の内払いとみなすという形にしております。以上です。
議 長	説明が終わりました。

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 6 0 号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 6 0 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 6 0 号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 7	
議 長	日程第 1 7 議案第 6 1 号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	追加議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 6 1 号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、冒頭町長が説明されたとおりでございます。 8 ページをお願いします。 筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を記載をさせていただいております。 現行の第 4 条第 1 項及び第 2 項の下線部分を、改正案として第 4 条、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5 を乗じて得た額ということで、支給月数を明確に記載をしたものでございます。 附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例につきましては、2 9 年の 1 2 月 1 日から適用するということと、期末手当の内払いとして、今月支給されました期末手当は、改正案の内払いとみなすというふうにしております。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 6 1 号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 6 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。

	したがって、議案第61号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第18	
議長	日程第18 議案第62号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	追加議案の9ページをお願いします。 議案第62号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、冒頭町長が説明しております。省略させていただきます。 10ページをお願いします。 第1条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を記載をさせていただいております。 現行の第26条第2項第1号の下線部分、及び第2号の下線部分を、改正案として、第26条第2項第1号、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95、0.1月の引き上げとなっております。 なお、第2号につきましては、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45、0.05月の引き上げという形で変更するものでございます。 11ページから20ページの上段部分につきましては、今回の給与改定に伴う給与表の改正に伴うもので、それに伴って改正を行おうとするものです。 20ページをお願いします。 第2条、筑前町の一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を記載をさせていただいております。 現行の第26条第2項第1号及び第2号の下線の部分を、改正案として第26条第2項第1号、100分の90。これは、年間の支給率は変わりません。6月と12月をそれぞれ100分の90というふうに変更するものでございます。 第2号につきましても、現行と支給月数は変わりません。6月、12月ともに0.425月と変更するものでございます。 21ページをお願いします。 附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。 附則の2として、第1条の規定による改正後の筑前町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するというふうにしております。 給与の内払いとして、そこに記載をしているとおりでございます。以上、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。

	これから、議案第62号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第62号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第19	
議長	日程第19 議案第63号「平成29年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の22ページをお願いします。 議案第63号「平成29年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について」平成29年度筑前町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の平成29年度一般会計補正予算（第7号）をお願いいたします。 1ページをお願いします。 平成29年度筑前町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,194万6,000円とするものです。 補正の内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。 7ページ、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金であります。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第63号「平成29年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について」を、採決します。 議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第63号「平成29年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第20	
議長	日程第20 議案第64号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	追加議案書の23ページをお開きください。一番最終ページになっております。 議案第64号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」

	について」 平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第４号）をお願いいたします。 １ページです。 平成２９年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１億６,３９０万１,０００円とするものです。 事項別明細書で説明いたします。 ７ページの歳出をお願いいたします。 １款１項１目一般管理費、補正額１２万円。一般会計と同じく人事院勧告に伴う人件費の増額補正です。 この財源としましては、６ページの歳入、一般会計からの繰入金です。 以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第６４号「平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」を、採決します。 議案第６４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第６４号「平成２９年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第２１	
議 長	日程第２１ 請願第２号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」に係る意見書の提出を求める請願書」及び発議第５号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書」を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに、関連して発議第５号の説明を求めます。 奥村文教厚生常任委員長
奥村文教厚生 常任委員長	それでは、文教厚生常任委員会に付託されました請願第２号につきましてのご報告を申し上げます。 定例会初日の１２月６日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第２号につきまして、１２月７日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。 請願第２号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより本請願は、意見書提出を含意としていることから、発議第５号を提出い

	たします。これより提案説明を行います。 議会提出議案書の２ページをお開きください。 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者、奥村忠義、賛成者、深野良二議員、河内直子議員です。 提出の理由につきましては、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由です。 ３ページをご覧ください。 意見書の内容は、お手元に配布したとおりです。きめ細かな児童生徒指導や学びの質を高めるには少人数学級が望ましく、計画的な教職員定数改善が必要です。 また自治体によって、教育予算に格差が生じており、これに対応し、義務教育機会均等を保障するため国庫負担拡充は必要です。 以上のことが実現されるよう、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に意見書を提出いたします。 最後になりますが、委員会審査報告書にも記載しておりますように、毎年この請願書が提出されていますが、請願の目的が成し遂げられるように、請願書の提出時期を検討され、もっと運動を広げるなど努力してほしい旨を請願者をお願いしたことを、ご報告いたしまして、文教厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 これから、委員長報告に対する質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 次に、発議第５号について先議いたします。 お諮りします。 これから、「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書を、採決します。 発議第５号は、採決することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、発議第５号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」を求める意見書は、採択することに決定しました。 したがって、発議第５号については、地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、請願第２号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」らにかかわる意見書の提出を求める請願書は、採択すべきものとみなします。
日程第２２	

議 長	日程第２２ 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第２３	
議 長	日程第２３ 「常任委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
散 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了しました。 町長
町 長	平成２９年１２月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。 すべての議案、承認・可決いただきましてありがとうございました。 しかしながら、事務改善すべき事案もあったと十分反省するところでございます。調査いたしまして、改善すべきは改善していきたいと思います。 さて、今年も残すところあと２週間余り、平成２９年、住民、議会、町一体となって、進めてきました町づくりを少しばかり振り返ってみたいと思います。 まず一番に、７月の九州北部豪雨による発災であります。本町隣接、近接の朝倉市、東峰村に未曾有の被害をもたらしました。朝倉地域の復旧支援のために、住民の皆様と心をつなげて、できる限りの支援を筑前町も行っているところでございます。 次に、人口問題であります。 人口減少社会が日本では進む中で、本町は月々で増減はあるものの、１０月末では２９,７００人と過去最高を記録いたしました。当面の人口維持、微増を継続できることは、民間活力、財政上からも極めて重要だと考えます。 本町もぜひ、３万人達成の町を希望するところでございます。 次に、多目的グラウンド「ぼぼろ」の完成であります。 長年のそれぞれの皆様方のご尽力によりまして、今年、完工いたしました。財源に最大の配慮をしながら、総額約１９億円の運動公園が完成したところでございます。 次に、ヤクルト工場の誘致の確定であります。 大型企業の誘致が数十年ぶりに実現できたということだろうと思います。 次に、大刀洗平和記念館の増築であります。さらには西部地区のあさひ保育所の開

	設、他にもございますけれども、このように数十年に一度とも言えるような各案件に取り組んでまいりました。 筑前町も多くの課題を有しながらも、本議会で決定した事案を執行して、今年も一歩前進した町になったと思うところでございます。 たいへんお疲れさまでございました。来年もさらなる1年であることを祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。 お疲れさまでございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成29年第4回筑前町議会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでございました。 (16:10)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 矢野 勉 9 番 議 員 山本久矢 10 番 議 員 川上康男